

令和4年1月31日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り、大阪府から通知がありました。

内容につきましては、下記の通りであります。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。

### 記

#### ●大阪府通知より引用

令和4年1月21日付け感企第4173-2号により通知しました「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」が、令和4年1月28日付けで一部改正されましたので、お知らせいたします。主な改正箇所は太字下線部です。今般の知見や専門家の意見を踏まえ、オミクロン株の濃厚接触者の待機を最終曝露日から7日間(8日目)に解除とすること、社会機能維持者の場合は、4日目及び5日目の検査で陰性を確認した場合、5日目に待機解除が可能となることが示されました。また、オミクロン株の無症状患者(無症状病原体保有者)についても、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能となりました。ただし、いずれの場合も10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康観察が必要となります。

この内容を踏まえ、令和4年1月28日付け感企第4343号によりお知らせしました「感染状況をふまえた診療・検査の対応」を別添のとおり変更しましたので、併せてお知らせいたします。

#### 【大阪府通知掲載先】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/reiwa3nentuti.html>



【担当】  
大阪府医師会  
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)